

経営規模等評価申請 及び総合評定値請求 に関する説明書

(令和2年4月1日の制度改正に係る再審査申立用)

令和2年4月

千葉県

注 意 事 項

この説明書は、令和2年4月1日に施行される経営事項審査制度の改正に伴い、再審査の申し立てを行う方に適用されます。

この説明書は、改訂又は廃止される場合があります(関係法令の改正があった場合等)。したがって、再審査申立等を行う方は、事前に必ず最新の情報(千葉県ホームページに掲載)を確認してください。
(<http://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keiejikou/index.html>)

目 次

令和2年4月の経営事項審査制度の改正について	5
第1 審査基準改正に伴う再審査の実施	
1 再審査の実施	7
第2 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求の方法(千葉県知事許可業者)	
1 経営規模等評価再審査申立審査日・受付時間・審査会場等	8
2 手数料及び納入方法	8
3 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求に必要な書類(千葉県知事許可業者)	9
4 申請書類の作成方法	11
第3 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求の方法(国土交通大臣許可業者)	
1 審査日・受付時間・審査会場・申請書類等	17
第4 参考	
1 建設業関連法令等(抜粋)	17

令和2年4月の経営事項審査制度の改正について

令和2年4月の経営事項審査基準の改正に伴う、経営事項審査制度に係る変更点は以下のとおりです。

・技術力（Z）における建設技能者の評価

建設キャリアアップシステム（CCUS）における能力評価基準を活用し、優れた技能を有する建設技能者を雇用する事業者を評価します。

建設キャリアアップシステムにおいて以下のレベルを取得した者を技術職員数（Z1）の技術職員区分・資格に追加し、以下のとおり評点を付与します。

国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル4と判定された者
＝3点の評点を付与（「登録基幹技能者」同等のレベルとして評価）

国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル3と判定された者
＝2点の評点を付与（「技能士1級」同等のレベルとして評価）

対応する有資格者区分コードは以下のとおりです。

レベル4技能者＝704

レベル3技能者＝703

認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業一覧

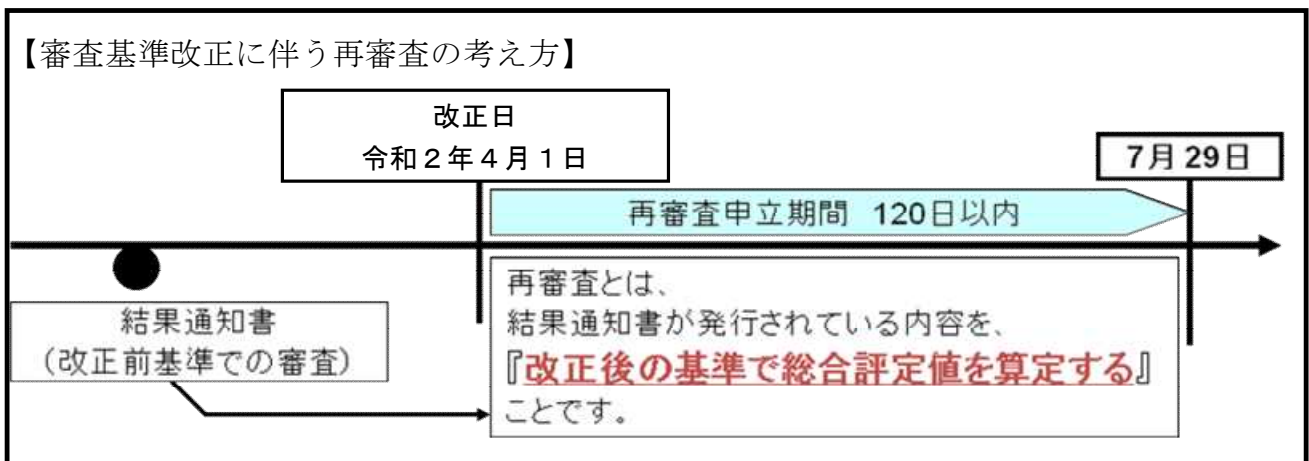
認定能力評価基準	当該基準に対応する建設業の種類
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
P C技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
A L C技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工

第1 審査基準改正に伴う再審査の実施

1 再審査の実施

経営事項審査の基準が改正されたため、当該改正前の評価方法に基づく審査の結果の通知を受けた者は、当該改正の日である4月1日から120日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができます。

なお、再審査はあくまでも、結果通知書が発行されている旧基準における総合評定値を新基準にて算定することになるため、改正による変更点以外は当初申請の内容を変更することができません。



※ 経営事項審査の改正に伴う再審査は、千葉県知事許可業者及び国土交通大臣許可業者ともに申し立てることが可能です。

ただし、申請方法が通常審査と異なりますので、確認の上申請してください。

※ 審査日は、審査を行う行政庁が別途定めます。

※ 本説明書で「審査基準日」とは、再審査の対象となる当初の申請についての審査基準日を言います。

第2 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求の方法 (千葉県知事許可業者)

1 経営規模等評価再審査申立審査日・受付時間・審査会場等

(1) 審査日

- ① 令和2年4月1日から7月29日まで、再審査の申し立てを受け付けます。
※土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- ② 審査の際に、申請内容の補正をしたうえで後日再度審査を受けるよう求められた方は、補正指示事項を補正した後、任意の日に再度審査を受けてください。ただし、令和2年7月29日が最終審査日となりますのでご注意ください。
- ③ 当日の審査進捗状況によっては当日中に審査できない場合がありますので、予めご了承ください。

(2) 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 受審方法

受審方法については以下のア又はイのいずれかにより受け付けます。

ア 会場における受審について

千葉県庁中庁舎7階 建設・不動産課

※通常の審査（中庁舎1階 経営事項審査室）とは会場が異なりますので、ご注意ください。

イ 郵送による受付について

上記審査期間中に受審予定（補正等を含む。）の申請者については、申請書及び添付資料の郵送での申請受付も実施します。

補正等があった場合には、後日ファックス等にてご連絡し、受付が完了した申請者控え等の返却書類は、後日、県から郵送します。

申請にあたり、原本提出とされている書類以外は、写し（コピー等）を提出してください。

（審査後、受付印を押印した申請書の副本のみ返却します。それ以外の確認書類については返却しません。）

郵送先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県庁建設・不動産課 契約・審査班 宛て

2 手数料及び納入方法

経営規模等評価再審査に係る手数料は**無料**です。

総合評定値通知に係る手数料については、「総合評定値通知手数料減免申請書」を提出する**ことにより無料**となります。

総合評定値通知手数料減免申請書の様式は、千葉県ホームページに掲載しています。

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keijikou/index.html>)

3 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求に必要な書類 (千葉県知事許可業者)

再審査の必要書類は以下のとおりです。

【提出書類】

- 申請書（正副2部作成）
 - ・経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001帳票）
 - ・工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002帳票）
 - ・その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）
 - ・技術職員名簿（20005帳票）
 - ・経営規模等評価申請等提出票（県独自様式）
- 当初申請時における経営状況分析結果通知書の写し（1部）
- 総合評定値通知手数料減免申請書（1部）
 - ※千葉県ホームページ「経営事項審査の説明書・様式ダウンロード」のページよりダウンロードできます。
 - ※この申請書の提出がない場合、総合評定値通知手数料を県証紙にて納付することとなります。
- 行政書士等への委任状及び郵送依頼書等（1部）・・・行政書士等へ委任を行った場合のみ。
- 返信用封筒（切手不要）・・・郵送による申請をする場合のみ。

【提示書類】

- 技術職員の資格を証する書類（新たに技術職員を追加する場合、又は資格の追加をする場合）
 - ・能力評価（レベル判定）結果通知書
 - …審査基準日時点で、建設キャリアアップシステムの能力評価基準においてレベル3又はレベル4と判定された技術職員が在籍しており、今回の申請で新たに当該職員を追加する場合に提示。
- 技術職員の常勤性を証する書類（新たに技術職員を追加する場合）
 - ・健康保険及び厚生年金保険加入の場合、以下の①～③のいずれかを選択提示
 - ① 健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者標準報酬決定通知書
 - ② 被保険者資格証明書又は保険証（国民健康保険組合等）※強制適用が除外される場合
 - ③ 後期高齢者医療制度加入の被保険者証 ※後期高齢者医療制度の被保険者の場合
 - ・給与所得の源泉徴収簿等（審査基準日以前6ヶ月を超える月から審査基準日を支給算定する月のものまで）
- 改正前の基準で受審した経営事項審査に係る申請書類等
 - ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（結果通知書）
 - ・経営事項審査申請書の副本【原本】・・・千葉県建設・不動産課の受付印があるもの。

能力評価（レベル判定）結果通知書

技能者氏名 殿

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル3として認定します。

【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種(呼称)】	鉄筋
【評価年月日】	2019年12月6日
【評価結果】	レベル3

2019年12月6日
鉄筋技能者能力評価実施機関

4 申請書類の作成方法

申請書の記載は、以下の①～②以外の項目については「改正前の基準で受審した経営事項審査申請書の副本」（本書9頁参照）より申請事項を転記してください。

以下の①から②については当初申請時と記載方法が異なりますので、作成にあたり注意してください。

① 『経営規模等評価申請書・総合評定値請求書』（20001帳票）

（1枚目）

・表題部分

「経営規模等評価申請書」の項目に**取り消し線**を記入します。

・申請項目

「建設業法第27条の26第1項の規定により、経営規模等評価の申請をします。」の項目に**取り消し線**を記入します。

・申請等の区分

申請の区分に、経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求を表す「4」を記入します。

（2枚目）

・審査結果の通知番号

当初申請における結果通知書の右上に記載してある「**行政庁記入欄**」の番号を記入します。

・審査結果通知日

当初申請における**結果通知書の発行年月日**を記入します。

・再審査を求める事項

「**令和2年4月1日施行の改正に係る事項**」と記入します。

・再審査を求める理由

「**制度改正のため**」と記入します。

② 『技術職員名簿』（20005帳票）

・再審査の対象となる職員がいる場合、追加で記入。

有資格者区分コード

レベル3技能者 703

レベル4技能者 704

様式第二十五号の十一の記載例

改正に係る項目以外は全て改正前の基準で受審した経営事項審査申請書の副本より申請事項を転記してください。

該当しないものを二重線で消す。

~~経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書~~

(用紙A4)
20001

行政書士が代理申請するときは、こちらに記入の上、職印を押印してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

~~建設業法第27条の28第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。~~

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

代理人

千葉市中央区出洲港1-1-1
行政書士 下総大地

職印

地方整備局長
北海道開発局長
千葉県 知事 殿

申請者

千葉市中央区市場町1-1-1
経審建設工業株式会社
代表取締役 経審太郎

実印

記名・押印をお忘れなく!

この枠内は記入しない。

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 〇 年 〇 月 〇 日	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇

申請時 許可番号	02	大臣 知事	コード	12	国土交通大臣 千葉県知事	許可(般-23)	第	987654	号	令和	01	年	04	月	15	日
-------------	----	----------	-----	----	-----------------	----------	---	--------	---	----	----	---	----	---	----	---

申請時点での許可番号及び許可年月日を記入。

前回の申請時 許可番号	03	大臣 知事	コード	〇	国土交通大臣 知事	許可(特-〇〇)	第	〇	号	平成	〇	年	〇	月	〇	日
----------------	----	----------	-----	---	--------------	----------	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---

審査基準日	04	令和	01	年	06	月	31	日
-------	----	----	----	---	----	---	----	---

再審査の場合は、『4』を記入。

申請等の区分	05	4
処理の区分	06	0

資本金額 又は出資総額	07	1	(1.法人)	〇	〇	〇	〇	(千円)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	0
----------------	----	---	--------	---	---	---	---	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

商号又は名称 のフリガナ	08	ケイシンケンセツコウギョウ
-----------------	----	---------------

商号又は名称	09	経審建設工業(株)
--------	----	-----------

代表者又は個人の氏名 のフリガナ	10	ケイシン タロウ
---------------------	----	----------

申請時点での商号名称、代表者及び所在地を記入。

代表者又は 個人の氏名	11	経審太郎
----------------	----	------

主たる営業所の所在地 市区町村コード	12	12101
-----------------------	----	-------

主たる営業所の所在地	13	市場町1-1
------------	----	--------

郵便番号	14	260-0855	電話番号	043-223-3116
------	----	----------	------	--------------

許可を受けている 建設業	15	22121211	(1.一般) 2.特定
-----------------	----	----------	----------------

経営規模等評価等 対象建設業	16	99999999
-------------------	----	----------

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 13 (千円) 2 (1. 基準決算
2. 2期平均)

基準決算	1;2;3 (千円)
直前の 審査日	3;4;5;6 (千円)

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 10 13 (千円) 1 6 2 利益額 (利払前税引前償却前利益)
= 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益 1;2;3 (千円)	営業利益 7;8;9 (千円)
減価償却 実施額 1;2;4;5 (千円)	減価償却 実施額 2;5;6 (千円)

技術職員数 1 9 3 5 3 (人)

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 0 0 0 0 0 経営状況分析を受けた機関の名称
○○○○○○○○○

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

通知番号は、結果通知書の「行政庁記入欄」の数値を記入。

結果通知書の発行年月日（知事印の上に記載されている日付）を記入。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号 第 01-00001 号	審査結果の通知の年月日 令和元年 7月 12日
再審査を求める事項 令和2年4月1日施行の改正に係る事項	再審査を求める理由 制度改正のため

再審査を求める事項は、「令和2年4月1日施行の改正に係る事項」と記入。

再審査を求める理由は、「制度改正のため」と記入。

連絡先
所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____
ファックス番号 _____

技 術 職 員 名 簿

頁 数 項 番 数

6	1
---	---

0	0	1
---	---	---

 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種 コード			有資格 区分 コード			講習 受講			監理技術者資格者証 交付番号					
					3	5	10	3	5	10	3	5	10						
1		千葉 一郎	昭和61年 年 10 月 1 日	32	6	2	0	1	1	1	3	1	1	3	1	1	3	1	第00000000000001号
2	○	船橋 太郎	昭和57年 年 10 月 2 日	36	6	2	0	5	7	0	3	2							
3			年 月 日		6	2													
4			年 月 日		6	2													
5			年 月 日		6	2													
6			年 月 日		6	2													
7			年 月 日		6	2													
8			年 月 日		6	2													
9			年 月 日		6	2													
10			年 月 日		6	2													
11			年 月 日		6	2													
12			年 月 日		6	2													
13			年 月 日		6	2													
14			年 月 日		6	2													
15			年 月 日		6	2													
16			年 月 日		6	2													
17			年 月 日		6	2													
18			年 月 日		6	2													
19			年 月 日		6	2													
20			年 月 日		6	2													
21			年 月 日		6	2													
22			年 月 日		6	2													
23			年 月 日		6	2													
24			年 月 日		6	2													
25			年 月 日		6	2													
26			年 月 日		6	2													
27			年 月 日		6	2													
28			年 月 日		6	2													
29			年 月 日		6	2													
30			年 月 日		6	2													

加点対象となる技術職員がいる場合

有資格者区分コードは、703（レベル3技能者）又は704（レベル4技能者）を記入。
※加点対象となる業種については、P6参照

※制度改正に係る資格を有する技術職員のみが追加の審査対象となります。
制度改正に係る資格以外の資格の追加や変更はできません。

経営規模等評価申請等提出票の記載例

記載例

経営規模等評価申請等提出票

申請等の区分 (該当するものに○印)	
	経営規模等評価申請及び総合評定値請求
	経営規模等評価申請
	総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立
○を記入すること。	<input checked="" type="radio"/> 経営規模等評価再審査申立（制度改正）及び総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立（制度改正）

許可番号 <small>(「国土交通大臣・千葉県知事」については、不要のものを消すこと)</small>	国土交通大臣 千葉県知事 許可 第 ○○○○○○ 号
商号又は名称	○○○(株)
審査基準日	平成/令和○○年○○月○○日

経営規模等 評価対象業 建設 <small>(該当するものに○印)</small>	<input checked="" type="radio"/> 土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック
	鋼構造物	鉄筋	<input checked="" type="radio"/> ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置
	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	

完成工事高積上の有無 <small>(該当するものに○印)</small>	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
--	------------------------------------	-------------------------

行政庁側記入欄

事務所コード 整理番号

□□ — □□□□□□

(旧) □□ — □□□□□□

(受付) □□ 年 □□ 月 □□ 日

受付印

総合評定値通知手数料減免申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

(商号) 経審建設工業 (株)

記名・押印を
お忘れなく！

(代表者職氏名) 代表取締役 経審 太郎

実印

使用料及び手数料条例第5条第3項の規定により、次のとおり総合評定値通知手数料を免除されますよう申請いたします。

1 総合評定値通知手数料の額

経審を申請する
業種数を記入

四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数 (4 種類) を乗じて得た額との合計額

合計 1, 200 円

2 免除申請額

1, 200 円

記載する金額は、以下の計算方法により算出する。

400円 + (申請業種数 × 200円)

3 理由

令和2年4月1日の制度改正に係る経営規模等評価再審査申立に伴い、再度同一の審査基準日に係る総合評定値請求を行うため。

注 個人事業者が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第3 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求の方法（国土交通大臣許可業者）

国土交通大臣許可業者の再審査申立及び総合評定値の請求については、関東地方整備局のホームページをご覧ください。（千葉県ホームページ〔経営事項審査関係〕からリンクしています。）

※ 都道府県経由事務の廃止に伴い、令和2年4月1日から大臣許可業者の経営事項審査の申請書類は、各地方整備局へ直接提出となります。
千葉県窓口への提出・受付は行えませんのでご注意ください。

第4 参考

1 建設業関連法令等（抜粋）

法：建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）

省令：建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）

（1）経営規模等評価再審査

① 法第27条の27（経営規模等評価の結果の通知）

国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営規模等評価の申請をした建設業者に対して、当該経営規模等評価の結果に係る数値を通知しなければならない。

② 法第27条の28（再審査の申立）

経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申し立てることができる。

③ 省令第20条（再審査の申立て）

法第27条の28に規定する再審査（以下「再審査」という。）の申立ては、法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた日から30日以内にしなければならない。

2 法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から120日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができる。

3 再審査の申立ては、別記様式第25号の11による申立書を経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

4 第2項の規定による再審査の申立てにおいては、前項の申立書に、再審査のために必要な書類を添付するものとする。

5 第2項の規定により再審査の申立てをする場合において提出する第3項の申立書及びその添付書類は、同項の規定にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けた者にあつてはその主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。

経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書
(令和2年4月1日の制度改正に係る再審査申立用)

令和2年4月発行

千葉県 県土整備部建設・不動産課 契約・審査班

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

電話 043-223-3113

FAX 043-225-4012

Eメール kenhu3@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/>
